

### 第3回農業委員会総会(令和7年6月20日) HP用

事務局

(阿久津 正樹)

皆さん、おはようございます。

只今の出席委員は12名で定足数に達しておりますので、只今から令和7年度第3回農業委員会総会を開会致します。

それでは会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

改めまして、おはようございます。梅雨入りをして、雨は適度に水量はほどほどあるということです。ただ気温が高すぎていろいろな作物に被害が出るということでございますので、作物の管理にはじゅうぶん注意して頂きたいと思います。また、米の価格が高いということで、主食用の米の作付けが増え、飼料用が減るということで、全体としての筆数としては少し減っているということになります。主食用が増えたので、その分休耕農地に作付けができて、飼料作物等が減らないというのが一番の理想なのですが、一度休耕してしまった水田はなかなかすぐには戻らないというのが現状だと思います。

では、本日は宜しくお願いします。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

#### ( 憲 章 朗 読 )

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私より指名を致します。

1番・磯由起子委員、2番・和知伸子委員の2名をご指名致します。

#### —議案第1号 那須農業振興地域整備計画の変更について—

議長

(高久 和司)

それでは、これより審議に入ります。

それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。

議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

それでは2頁をお開き下さい。議案第1号「那須農業振興地域整備計画の変更について」は、1番の1件でございます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、令和7年5月30日付けで那須町長から農業委員会に対し意見聴取があったものでございます。

除外が1件の農用地区域の変更申出書が提出されております。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農用地区域の変更申し出(除外)の1番」について、担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願いします。

7 (渡辺 毅)

議案第1号の1番について調査の報告を申し上げます。

変更区分:除外 大字大島東平548

用途区分:台帳 畑、現況 畑

面積:( $\times \times \text{m}^2$  の内) $\times \times \text{m}^2$

申出者:那須町大字大島〇〇 Aさん

変更理由:一般住宅用地 (土地所有者 Bさん)

土地基盤整備事業との関連はございません。

**総合意見:** 申請人は土地所有者の孫にあたります。現在、妻と子、両親、祖父母の4世代で住んでいますが、家の老朽化や手狭な事もあり、一般住宅を建築したいと考えています。将来は農業を継承して両親に子供の面倒をみてもらったり、高齢になっていく祖父母を看ることが出来る場所に、新居を構えたいとのことです。実家へ徒歩でも行けるこの申請地への整備計画の変更はやむを得ないものと思われれます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺いします。

2 (和知 伸子)

担当委員の報告に同意を致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

|                              |                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全員                           | —質問なし—                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長                           | (高久 和司)<br>質問なしの声がございますので、お諮り致します。<br>「那須農業振興地域整備計画の変更について」の農用地区域変更申し出(除外)の1番について、承認することにご異議はございませんか。                                                                                                                               |
| 全員                           | —異議なし—                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長                           | (高久 和司)<br>異議なしと認め、承認することに決定致します。                                                                                                                                                                                                   |
| —議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について— |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長                           | (高久 和司)<br>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。<br>事務局より説明願います。                                                                                                                                                                     |
| 事務局                          | (内野 つかさ)<br>4頁をお開き下さい。<br>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から5番の5件でございます。<br>これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。<br>よろしくご審議のほどお願い致します。                                                                                   |
| 議長                           | (高久 和司)<br>事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。<br>「農地法第3条の規定による許可申請の1番と2番」については関連がございますので、担当委員の人見浩委員、一括して調査の報告をお願いします。                                                                                                                     |
| 4                            | (人見 浩)<br>議案第1号番号1についての報告を申し上げます。<br>(譲渡人)高久丙〇〇 Cさん<br>(譲受人)矢板市〇〇 株式会社D 代表取締役 Eさん<br>土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。<br>権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身で耕作することが困難なため<br>(譲受人)経営規模拡大のため<br>賃借権の設定 期間:許可の日から20年間 10アール当たり××円<br>取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 |

続いて、議案第2号番号2について調査の報告を申し上げます。

(譲渡人)高久丙〇〇 Fさん

(譲受人)矢板市〇〇 株式会社D 代表取締役 Eさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身で耕作することが困難なため

(譲受人)経営規模拡大のため

賃借権の設定 期間:許可の日から20年間 10アール当たり××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

**総合意見:** 番号1、2の譲渡人は夫婦です。譲受人(法人)は矢板市に本部を置き、野菜や畜産物生産、加工、販売及びイベント、結婚式等を運営する法人です。矢板で事業をしておりますが、那須町を中心に農地拡大を図る計画です。また、申請地はりんどう湖の近くであり、農地の有効利用により那須観光を中心とした活性化となり望ましい案件と見て参りました。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (平山 貴典)

担当委員の報告に同意致します。補足説明はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番、2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番、2番について許可する事に決定致します。

次に3番について担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。

3 (薄井 久志)

議案第2号番号3についての報告を致します。

(譲渡人)伊王野〇〇 Gさん

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>(譲受人)下野市〇〇 Hさん</p> <p>土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。</p> <p>権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身で耕作することが困難なため<br/>(譲受人)以前から申請地を管理・耕作しており、所有権を取得し、継続するため</p> <p>売買による所有権移転 総額 ××円</p> <p>取得者の経営状況は、記載の通りでございます。</p> <p><b>総合意見:</b> 申請地は〇〇地区の中心地にあります。譲渡人は水田、畑を相続しましたが、耕作困難な為、親の時代から耕作を頼んでいた譲受人に任せています。譲受人は現在、下野市に住んでいます、週に数日通って、作業をしています。規模拡大ができて農地も荒廃せず、好ましい申請と見てまいりました。以上、報告致します。</p> |
| 議長 | <p>(高久 和司)</p> <p>調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 10 | <p>(佐藤 英明)</p> <p>担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長 | <p>(高久 和司)</p> <p>担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。ご質問等ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 全員 | <p>—質問なし—</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長 | <p>(高久 和司)</p> <p>質問なしの声がありますのでお諮り致します。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 全員 | <p>—異議なし—</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長 | <p>(高久 和司)</p> <p>異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。</p> <p>次に4番と5番については関連がございますので、担当委員の平山貴典委員、一括して調査の報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 9  | <p>(平山 貴典)</p> <p>議案第2号番号4、番号5について一括して報告を致します。</p> <p>(譲渡人)那須塩原市〇〇 Iさん</p> <p>(譲受人)高久甲〇〇 Jさん</p> <p>土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。</p> <p>権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)互いの耕作地を交換することで利便性が高まるため</p>                                                                                                                                                                                |

交換による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

引き続き番号5について、

(譲渡人)高久甲〇〇 Jさん

(譲受人)那須塩原市〇〇 Iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)互いの耕作地を交換することで利便性が高まるため

交換による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

**総合意見:** 当該地は過去に交換が行われております。現在は既に耕作したり、貸し借りを等をしてお互いに使用しています。今回、正式に登録をするということで、改めて確認を致しました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。  
ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の4番及び5番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め4番及び5番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「非農地証明願」についてを議題と致します。  
事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

5頁をお開き下さい。

議案第3号につきましては、「非農地証明願について」1番の1件でございます。  
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

4 (人見 浩)

議案第3号番号1について、調査報告を致します。

(願出人)湯本〇〇 Kさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Lさん

利用状況:20年前から山林化しており、現在に至る

総合意見: 所有者は最近死亡しており、願出人は所有者の長男になります。願出人も含めて、隣接する自宅には誰も住んでおらず、やむを得ないと思います。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (佐藤 秀明)

申請地を見て参りましたが、篠藪と雑木で先が見えないような場所でした。  
担当委員の意見に同意致します。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

5 (大平 康市)

まだ、相続登記もされていない、こういう案件に対する、事務局の見解をお聞きたいです。

事務局 (加藤 崇介)

3条や5条の申請ですと、所有者ご本人から頂く必要があるのですが、今回、農地法の制限を受けない非農地証明の申請ですので、血縁関係があるとか委任を受けた行政書士からの申請、証明願でも受理する事が出来るものです。今回の案件に関しては、申請する1週間前くらいに亡くなられてしまったようでして、急遽、息子さんのお名前にきり替えて頂きましたが、特段問題は無いということで受付させていただきました。

|                          |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5                        | (大平 康市)<br>それは、所有者本人、権利者が亡くなっている場合に限りなのですか。それとも、例えば、代理者が申請しても、我々農業委員が現地を確認をして非農地であるということであれば、証明がされるのですか。                                                                                                                  |
| 事務局                      | (加藤 崇介)<br>それ(権利者死亡)以外の場合ですと、委任状は頂くようにしています。                                                                                                                                                                              |
| 5                        | (大平 康市)<br>確認をさせていただきました。わかりました。                                                                                                                                                                                          |
| 議長                       | (高久 和司)<br>その他ございますか。                                                                                                                                                                                                     |
| 全員                       | —質問なし—                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長                       | (高久 和司)<br>質問なしの声がございますのでお諮り致します。<br>「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。                                                                                                                                                   |
| 全員                       | —異議なし—                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長                       | (高久 和司)<br>異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。                                                                                                                                                                                   |
| —議案第4号 再生困難農地の非農地判断について— |                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長                       | (高久 和司)<br>次に、議案第4号「再生困難農地の非農地判断について」を議題と致します。<br>事務局より説明願います。                                                                                                                                                            |
| 事務局                      | (内野 つかさ)<br>7頁をお開き下さい。<br>議案第4号「再生困難農地の非農地判断」については1番から5番の5件でございます。<br>再生困難農地の非農地判断につきましては令和6年度に実施した農地パトロールにおいて5年以上放置された農地について、農地とするか否かについて審議するものでございます。今回、非農地として決定された場合には、土地所有者、法務局に対し非農地通知を発出致します。<br>よろしくご審議のほどお願い致します。 |
| 議長                       | (高久 和司)<br>事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。                                                                                                                                                                                   |

「再生困難農地の非農地判断」1番について、担当委員の平山貴典委員、調査の報告をお願いします。

9 (平山 貴典)

議案第4号番号1について、調査のご報告を致します。

所有者:那須塩原市〇〇 Mさん

土地の所在:高久甲

地目:登記簿 畑 現況 雑種地

面積:××m<sup>2</sup>

総合意見: 当該地は山林化しており、とても農地として利用できないことを確認して参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

10 (佐藤 秀明)

担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「再生困難農地の非農地判断の1番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、1番を非農地とすることに決定致します。

次に2番について、担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。

10 (佐藤 秀明)

議案第4号番号2について、調査のご報告を致します。

所有者:横岡〇〇 Nさん

土地の所在:横岡

地目:登記簿 畑 現況 山林

面積:××m<sup>2</sup>

総合意見： 現地は集落の小高い丘の上でありまして、40～50年前に所有者の畑の前に杉や檜を植えられてしまつて、とても畑として使える状況ではございません。私も農業委員になって5年目なのですが、何回か現場を見てきながら所有者に杉か何かを植えるしか方法はないよと言ってきました。とても農地として使える場所ではなく、非農地として判断して参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (平山 貴典)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 ―質問なし―

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「再生困難農地の非農地判断の2番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。

全員 ―異議なし―

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、2番を非農地とすることに決定致します。

次に3番について、担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。

10 (佐藤 秀明)

議案第4号番号3について、調査のご報告を致します。

所有者：那須塩原市〇〇 〇さん

土地の所在：寄居

地目：登記簿 畑 現況 山林

面積：××㎡

総合意見： 所有者は、私が記憶している限りでは、30年以上前からここには住んでおりません。住宅と多分そこに作っていた畑だったのでしょうけれども、既に山林化しており、農地に戻せるような状況ではありません。たまたま本宅がその住宅のすぐ後ろにあり、所有者の親が住んでいましたが、時々除草剤などを使用しているような様子は見られましたが、農地とは認められない状態ですので、非農地と判断して参りました。

議長 (高久 和司)

調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

|    |                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | (平山 貴典)<br>担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。                                                                                                                                                                                              |
| 議長 | (高久 和司)<br>担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                             |
| 全員 | —質問なし—                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長 | (高久 和司)<br>質問なしの声がございますのでお諮り致します。<br>「再生困難農地の非農地判断の3番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。                                                                                                                                                          |
| 全員 | —異議なし—<br>異議なしと認め、3番を非農地とすることに決定致します。<br>次に4番について、担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。                                                                                                                                                              |
| 10 | (佐藤 秀明)<br>議案第4号番号4について調査のご報告を致します。<br>所有者:豊原〇〇 Pさん<br>土地の所在:豊原<br>地目:登記簿 山林 現況 山林<br>面積:××m <sup>2</sup><br><br>総合意見: 大平坂の少し小高い場所に、多分昔は田んぼだったのではないかと思います。水利の条件がよくない所で、おそらく10年以上は作っていない状況ではないかと思います。かなりのがさ藪状態でしたので、非農地として判断して参りました。以上です。 |
| 議長 | (高久 和司)<br>調査委員の平山貴典委員、ご意見がございましたらお伺い致します。                                                                                                                                                                                               |
| 9  | (平山 貴典)<br>担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。                                                                                                                                                                                              |
| 議長 | (高久 和司)<br>担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                             |
| 全員 | —質問なし—                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長 | (高久 和司)<br>質問なしの声がございますのでお諮り致します。                                                                                                                                                                                                        |

「再生困難農地の非農地判断の4番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、4番を非農地とすることに決定致します。

次に5番について、担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。

10 (佐藤 秀明)

議案第4号番号5について、調査のご報告を致します。

所有者:豊原〇〇 Qさん 外1名

土地の所在:豊原

地目:登記簿 山林 現況 畑

面積:××m<sup>2</sup>

総合意見: 現地は既に、40年かそれ以上前から山林化しておりまして、山林化という表現でなく、立派な山林でございます。とても農地に戻せるような状況ではございませんので、非農地として見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (和知 伸子)

まさしく非農地と見てまいりました。担当委員の意見に同意致します。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの聲がございましたのでお諮り致します。

「再生困難農地の非農地判断の5番」について、非農地とすることにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、5番について非農地とすることに決定致します。

—追加議案第1号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表について—

議長 (高久 和司)

次に、追加議案第1号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題と致します。  
事務局より説明願います。

事務局 (内野 つかさ)

追加議案第1号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」をご説明致します。別紙2頁をお開きください。

読み上げます。「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)により、農業委員会は、毎年度、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする。

令和7年6月20日 那須町農業委員会

3頁をお開きください。こちらは、令和6年度、目標に対する実施状況、成果でございます。令和6年4月1日現在の農業委員会の状況で、

**I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)**

**1. 農業委員会の現在の体制**

**2. 農家・農地等の概要**

4頁をお開きください。ここからが目標に対する実績になってきます。

**II 最適化活動の実施状況【農業委員会の実績及び点検・評価結果】**

**1. 最適化活動の成果目標**

**(1)農地の集積 ①現状及び課題 ②目標 ③実績**

②目標は、表の3段目、今年度末の集積面積(目標)が2,636ha、今年度末の集積率(目標)48.8%こちらを目標としており、これに対しましての③実績は、表の2段目、今年度末の集積面積(実績)が2,459haで、今年度末の集積率(実績)45.1%となり、目標に対する達成状況が92.5%でございました。

続きまして5頁をお開きください。

**(2)遊休農地の発生防止・解消 ①現状及び課題 ②目標 ③実績 ④その他**

②目標 ア 既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消

表の2段目、緑区分の遊休農地の解消目標面積は2.4haに対しまして、③実績におきましての、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積が3.4haということで、今年度の目標に対する達成状況141.7%でございました。

続きまして6頁をお開きください。

**(3)新規参入の促進 ①現状及び課題 ②目標 ③実績**

こちらの②目標は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が15ha、これに対しまして、③実績は0haでございました。こちら新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上でHP等で公表する農地の面積でございます。相談等がございまして、達成する事ができませんでした。

続きまして7頁をお開きください。

## 2. 最適化活動の活動目標になります。

### (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

毎月、活動日数10日という目標を設定して皆さんに最適化活動を行っていただいております。

### (2) 活動強化月間の設定 ①目標 ②実績

活動強化月間の目標は2回を設定しています。1回目は8月から9月に農地パトロールの実施。2回目としては、11月に農地所有者への意向調査の実施ということを目指しております。それに対する②実績といたしまして、8月から10月の農地パトロールの実施、2月に農地所有者への意向調査を実施致しました。

### (3) 新規参入相談会への参加 ①目標 ②実績

①目標は1回を設定しておりました。それに対する実績は8頁になります。②実績は今回(令和6年度)はございませんでしたので、相談会への参加回数は0回となっております。目標の達成状況の評価と致しましては、「目標に対して期待通りの結果が得られた」としております。達成できなかった事項もあるのですが、全体としては目標通りの結果が得られたと考えております。

### 【推進委員等の点検・評価結果】

「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」が1名、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が19名、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が18名、それに対しまして「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」方が4名いらっしゃいました。

こちらの内容は、本日、承認を頂きましたらHPで公表を予定しております。

説明は以上です。宜しくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局からの説明がおわりましたので、皆様からのご意見、ご質問等をいただきたいと思えます。何かございますか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

特段ないようですのでお諮り致します。

追加議案第1号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については原案の通り決定する事についてご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、追加議案第1号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については原案の通り決定することに致します。

これをもちまして全議案が終了致しましたので、令和7年度第3回農業委員会総会を閉会と致します。